

## 頂いたご意見

5-2 <情報の公開>によれば、“原子力に係る情報は、適切かつ積極的に公開する”とありますが、5-4 <非公開情報の取り扱い>では“核不拡散や核物質防護、公衆の安全・利益等のために公開することが不適切と判断されるものについては公開する必要はない”とあります。公衆に対して利益になりえるのか損害を与えるのかの線引きはどこにあるのか疑問が残ります。また、公衆に対してこの情報が利益をもたらすのか、損害を与えるのかを誰が判断するのも明確にされていないと思います。(5-4)の核不拡散・核物質防護の情報の非公開の部分は条文の中に入れておくべきだと思いますが、あえて後半部分の公衆の損益な情報の部分を加える必要はないと思います。よって、私の原子力倫理規程に対する改訂提案は(5-4)の条文の一部(公衆の安全・利益等のために公開することが不適切と判断されるものについては公開する必要がない)の削除です

## 倫理委員会からの回答

線引きが明確にできないことを倫理規程で取り上げることについての疑問だと思います。

「公衆に対して利益になりえるのか損害を与えるのかの線引き」が難しいというご指摘はもっともですし、できればその線引きを「誰が判断するのか」を明確にすべきとのご指摘もその通りだと思います。ただ、ここでご理解いただきたいことは、倫理規程とは数値を代入すれば一意に答えが求まる公式のようなものではなく、配慮しなければいけない重要項目を列記したものだということです。

核不拡散や核物質防護の観点から公開すべきでない情報があることはご理解いただいていると思います。それ以外にも公開すべきでない情報はたくさんあります。法律でも、個人のプライバシーに関する情報、企業の経営に係る情報などは公開の必要はないとされています。しかし、公開することが公衆の利益だと判断される場合は、公開する必要があります。例えば、経営が悪化した企業は安全を軽視するかもしれず、経営情報開示が公衆の安全のため必要となる場合もあります。したがって行政機関の保有する情報の公開に関する法律では、個人や企業に係る情報であっても「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」は公開しなければいけないとされています。しかしこの「公にすることが必要であると認められる情報」の線引きはこの法律においてすら明確とされていません。関係する人全員が適切な情報公開のあり方について考え、適切に振舞うことで、問題の発生を防ぐしかないのです。5-4 <非公開情報の取り扱い>は、「情報はすべて公開すればいい」といった安易な考えを戒めるものです。公衆の安全・利益等のため必要でない情報を、所属する組織のルールを犯して公開してはいけません。

なお、核不拡散や核物質防護の観点から公開できない情報の線引きも簡単ではありません。不適切な拡大解釈がなされると、公衆の安全・利益等のために公開することが適切と判断される情報が秘匿される恐れがあります。公開の適・不適の判断は核不拡散や核物質防護に係る情報についても要求されていることをご理解ください。